

官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和3年9月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標や、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。

今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）

比率：61% 金額：4兆8,240億円

今年度の契約目標比率は前年度を上回る目標を設定。

（参考：令和2年度 目標 60% 4兆7,449億円、実績 55.5% 5兆2,244億円）

(2) 新規中小企業者※向け契約目標（比率） 比率：3%

※創業10年未満の中小企業・小規模事業者

2. 令和3年度に新たに講ずる主な措置

(1) 最低賃金額の大幅な引上げが予定されていることから、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図ることができるよう柔軟に契約額の変更に応じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、入札参加機会の確保のための柔軟な対応等を行うこと。